

箕面市生成 AI 利用環境構築業務委託

仕様書

1. 業務名称

箕面市生成 AI 利用環境構築業務

2. 事業目的

近年、ChatGPT をはじめとする生成 AI が急速に普及し、日常生活において、多くの人が活用を始めている。こうした新しい技術を積極的に活用していくことは、効率的に業務を遂行し、作業プロセスを最適化する上で、非常に重要なものであり、今後、多くの地方自治体で職員の業務効率化や市民サービスの向上を推進するための活用が進んでいくものと考えられる。

本市においても、業務効率化及び市民サービスの向上等を図ることを目的とし、対話型生成 AI と連携したシステムを導入する。

3. 履行場所

箕面市役所内、その他、本市が指定する場所

4. 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 7 月 15 日まで

5. スケジュール

本業務のスケジュールについては、概ね次の期間を想定しているが、詳細については本市と協議の上、決定することとする。

(1) 構築期間：契約締結日から令和 6 年 6 月 30 日

(2) 研修の実施時期：契約締結日から令和 6 年 7 月 15 日までの間で実施

6. 支払い方法

本業務については、業務完了払いとする。

7. 委託業務の内容

(1) 利用環境の構築

① サービス形態

クラウドサービス（SaaS 型）であり、インターネットに接続可能な端末から、Microsoft Edge または Google Chrome のブラウザを用いて大規模言語モデルを利用した生成 AI サービスを利用できること。

② 大規模言語モデルの水準

ChatGPT4.0 以上、もしくは、ChatGPT4.0 以上に相当する性能を持つ大規模言語モデルを搭載していること。

③ セキュリティ

入出力情報及び独自データが、上記言語モデルの開発元の学習に利用されないこと。なお、具体的なセキュリティ対策方法について、提案書で提案すること。

④ 認証

ユーザーがシステムを利用するに当たって、メールアドレスもしくは職員番号等の

個人を識別する情報とパスワードにより認証し、ログイン可能なこと。

⑤システム機能要件

別紙「機能要件一覧」に記載の項目すべてについて、委託契約金額の範囲内で実装すること。ただし、条件どおりの実装が困難な場合について、代替案を提示するなどの対応により要求項目を十分に満たすと本市が判断した場合のみ、対応可能として解する。

また、今後実装予定の機能については、本市にとって有益なものを提案書で提案すること。提案書には、当該機能の具体的な内容、価格（イニシャルコスト・ランニングコスト）、実装予定時期を必ず記載すること。

⑥利用者

- (ア) 1,500名以上の職員が利用し、一ヶ月当たり3,000万トークン以上利用するものとする。
- (イ) (ア)のうち、200程度のアカウントについては、独自データ利用機能におけるドキュメントの管理ができること。
- (ウ) 管理者は、箕面市総務部行政改革・DX推進室及び箕面市総務部システム管理室職員とする。

(2) 研修の実施

システムを利用する本市職員がシステムの機能や利用方法を理解し、日常的にシステムを活用し、効果的かつ効率的な業務遂行ができるようになることを目的とする。上記目的達成に向けた研修の実施方法を提案書で提案すること。提案書には、研修内容、回数、時間、方法を必ず記載すること。

(ア) 管理者向け研修

- a 管理者10名程度に対して、操作研修を1回以上実施すること。
- b 開催形式は訪問形式でもオンライン形式でも可能とする。
- c 時間は1回あたり2時間程度とする。

(イ) 利用者向け研修

- a 職員1,300名程度に対して、操作研修を1回以上実施すること。
- b 開催形式はオンライン形式とする。また、複数回に分けての実施も可能とする。
- c 時間は1回あたり2時間程度とする。

(ウ) (ア) 及び (イ) の共通事項

- a 提案事項も含めた必要事項については、本市と協議の上、決定すること。
- b オンライン形式の場合、受託者が用意するオンライン会議ツールを活用して実施すること。
- c 当日参加できなかった職員が後日視聴できるようアーカイブ動画を作成し、提供すること。アーカイブ動画の提供方法については、市と協議の上、決定すること。
- d 研修に必要な会場については、市が用意する。
- e 研修に必要な資料は受託者が作成し、研修開催日の3営業日前までに市にデータで提供すること。なお、本データの形式については、PDFを可とする。

(3) 実施体制の構築

① 相談への対応

システムの利用開始まで知識や経験を有する者を従事させること。

業務に関して、本市からの相談に適宜対応できる体制を構築すること。

② 業務計画

契約締結後、速やかに本市と協議の上作成し、承認を得ること。

8. 成果物

(1) 生成 AI 利用環境

(2) 操作マニュアル

サービスの利用開始前に、「管理者向けマニュアル」及び「利用者向けマニュアル」を提出すること。

なお、ファイル形式は、原則として docx、xlsx、pptx のうちのいずれかの形式とし、ウェブページでの提出も可能とする。その他の形式での提出を希望する場合は、別途市と協議の上、提出すること。

(3) 研修動画

クラウドストレージの共有リンクでの提供が可能であること。ただし、箕面市生成 AI 利用にかかる運用支援業務委託契約期間中はいつでも視聴できること。また、その他の媒体での提出が可能な場合、本市が必要と判断した際には併せて提出すること。

(4) 業務完了報告書

9. その他

(1) 業務を一括して第三者に委託し、また、請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で業務の一部の再委託等が必要と思われる業務については、発注者と協議して決定する。

(2) 業務の実施に当たりデータの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。

(3) 業務の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(4) 本業務を履行するに当たっては、個人情報 を適正に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に従うものとする。

(5) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上決定する。